

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し及び延長		
税 目	相続税 贈与税		
要 望 の 内 容	<p>経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6の8から第70条の7の8まで 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の7の8から第40条の8の8まで 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第23条の8の8から第23条の12の5まで</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲119,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 29 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。</p> <p>他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 29 年）と同規模存在している。</p> <p>このような状況等を踏まえ、適用期間における事業承継の取組を後押しするためにも、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組を踏まえ、今後の円滑な事業承継の実施のための検討が必要。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）	合理性
	政策の達成目標	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事</p>

業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

租税特別措置の適用又は延長期間

法人版事業承継税制
 (一般措置) 期限の定めなし。
 (特例措置) 令和9年末まで。
 個人版事業承継税制 令和10年末まで。

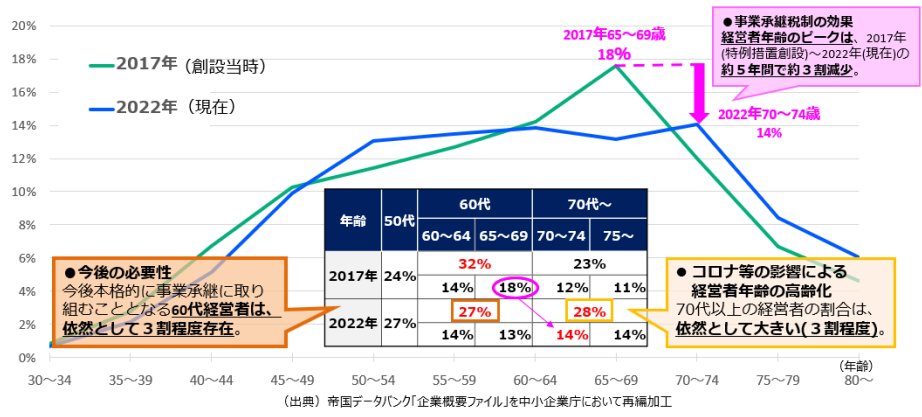
同上の期間中の達成目標

政策の達成目標と同じ。

政策目標の達成状況

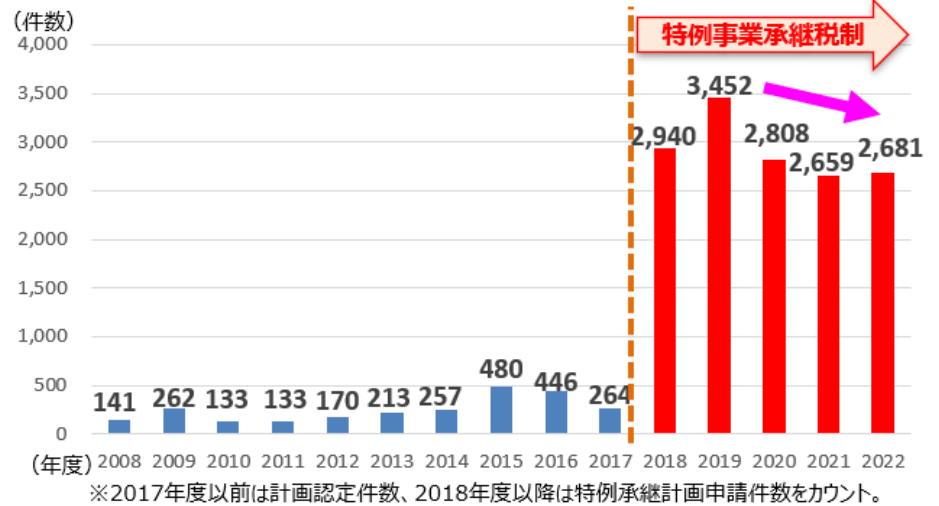
法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(平成29年)には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和4年には、この年齢層(70代前半)の経営者が3割程度減少した。
 他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。
 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代経営者も、特例措置の創設時(平成29年)と同規模存在している。

経営者年齢の推移



法人版事業承継税制は、平成 30 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和 2 年度～令和 3 年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。

事業承継税制（法人版）の活用件数の推移



※平成 29 年度以前は計画認定件数、平成 30 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント

有効性

要望の措置の適用見込み

制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件/年（平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用により一層の促進に繋がる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

- ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4）
- ・ 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(中小企業庁において措置) 事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><平成30年度> 特例承継計画の申請件数：2,940件</p> <p><令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,452件</p> <p><令和2年度> 特例承継計画の申請件数：2,808件</p> <p><令和3年度> 特例承継計画の申請件数：2,659件</p> <p><令和4年度> 特例承継計画の申請件数：2,681件</p> <p>※令和5年8月時点</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p> <p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p>	

	<p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等</p> <p>平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設</p> <p>令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し</p> <p>令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p> <p>令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長</p>
--	--